

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案) 概要

- 地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定。
- 政府が率先した取組を行うことで、地方公共団体や民間企業への波及を期待。

(1) 目標・計画期間

- ① 2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの**2030年度における排出量を政府全体で40%削減**することを目標とする。
- ② 2020年度の温室効果ガス排出量の削減率の中間目標を定め、5年ごとに計画を見直しながら進めるものとする。

(2) 主な対策

- ① 各府省において**省エネルギー診断を実施**し、診断結果に基づく運用改善・費用対効果の高い合理的なハード対策を実施
- ② エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底(**BEMSの導入等**)
- ③ 庁舎の新設・改修時や、老朽化を前提とした既存照明の入替え時等において、2020年度までに**LED照明を可能な限り率先導入**

- ④ 庁舎のエネルギー消費実態の公開、温室効果ガス排出量(単位 面積当たり)等のベンチマーク評価の導入、ワークライフバランスの促進といったソフト対策
- ⑤ 使用するエネルギーの低炭素化(グリーン契約法に基づく低炭素な電気の購入、燃料転換等)
- ⑥ 更新時にあわせた次世代自動車の率先導入
- ⑦ 新築時のZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)の実現に向けた検討
- ⑧ その他、省エネルギー性能の高い機器の率先導入、用紙の使用量の削減等を実施

(3) その他計画に盛り込む事項

- ① 各府省庁は、政府実行計画に即し、それぞれ実施計画を策定。PDCAサイクルを導入し、毎年点検結果を公表する。
- ② 政府実行計画のPDCAについては、これまで同様、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会が行う。(環境省において、各府省庁の実施状況及び実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聴取。)